地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱改正について

○　地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成２１年８月２５日厚生労働省発障０８２５第１号厚生労働事務次官通知）別紙「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」新旧対照表【令和３年１月２９日適用】

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
別紙 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 １～３（略） （交付の対象） ４　この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 （１）（略） （２）障害者総合支援事業費補助金 ①　～　⑤（略） ⑥　障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業（令和２年度第三次補正予算分） 令和３年１月２９日障発０１２９第３号社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業実施要綱」に基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業又は社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業を対象とする。 ⑦　障害福祉分野のICT導入モデル事業 （略） ⑧　令和２年度障害福祉分野のICT導入モデル事業 （略） （交付額の算定方法） ５　この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された種目ごとの額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	別紙 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 １～３（略） （交付の対象） ４　この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 （１）（略） （２）障害者総合支援事業費補助金 ①　～　⑤（略） （新設） ⑥　障害福祉分野のICT導入モデル事業 （略） ⑦　令和２年度障害福祉分野のICT導入モデル事業 （略） （交付額の算定方法） ５　この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された種目ごとの額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）、（２）　（略）

（３）４の（２）の⑤、⑥及び⑧の事業

（４）４の（２）の⑦の事業

６　（略）

（交付の条件）

７　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）４の（１）及び（２）の②から⑧の事業

①～⑬　（略）

（２）～（３）　（略）

８～１５　（略）

（１）、（２）　（略）

（３）４の（２）の⑤及び⑦の事業

（４）４の（２）の⑥の事業

６　（略）

（交付の条件）

７　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）４の（１）及び（２）の②から⑦の事業

①～⑬　（略）

（２）～（３）　（略）

８～１５　（略）

別表

１区分	２種目	３　基　準　額	４　対　象　経　費	５　補助率
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	地域生活支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	５０ １００
	地域生活支援促進事業	１．発達障害児者地域生活支援モデル事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施に必要な報酬、給料、共済費、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	１／２
		２．かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 研修１回あたり年額623千円	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費	１／２
		３．発達障害者支援体制整備事業 １か所あたり年額6,520千円 ただし、発達障害者地域支援マネジャーを複数配置した場合は、厚生労働大臣が必要と認めた額	発達障害者支援体制整備事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	１／２
		４．障害者虐待防止対策支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者虐待防止対策支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	１／２
		５．障害者就業・生活支援センター事業 １か所あたり年額4,712千円	障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）において必置職員を配置するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	１／２
		６．（１）工賃向上計画支援等事業（基本事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援等事業（基本事業）の実施に必要な賃金、報償費、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費、修繕料（改造費））、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料	（１） 基本事業 １／２

別表

１区分	２種目	３　基　準　額	４　対　象　経　費	５　補助率
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	地域生活支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	５０ １００
	地域生活支援促進事業	１．発達障害児者地域生活支援モデル事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施に必要な報酬、給料、共済費、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	１／２
		２．かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 研修１回あたり年額623千円	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費	１／２
		３．発達障害者支援体制整備事業 １か所あたり年額6,520千円 ただし、発達障害者地域支援マネジャーを複数配置した場合は、厚生労働大臣が必要と認めた額	発達障害者支援体制整備事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	１／２
		４．障害者虐待防止対策支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者虐待防止対策支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	１／２
		５．障害者就業・生活支援センター事業 １か所あたり年額4,712千円	障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）において必置職員を配置するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	１／２
		６．（１）工賃向上計画支援等事業（基本事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援等事業（基本事業）の実施に必要な賃金、報償費、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費、修繕料（改造費））、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料	（１） 基本事業 １／２

		６．（２）工賃向上計画支援等事業 （基本事業のうち在宅就業マッチング支援等事業） 1か所あたり年額30,000千円	工賃向上計画支援等事業（基本事業のうち在宅就業マッチング支援等事業）の実施に必要な賃金、報償費［謝金］、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費、修繕料（改造費））、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、補助金 （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	（２） 基本事業 $\frac{1}{2}$
		６．（３）工賃向上計画支援等事業 （特別事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援等事業（特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業）の実施に必要な賃金、報償費［謝金］、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費、修繕料（改造費））、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料	（３） 特別事業 $\frac{10}{10}$
		７．就労移行等連携調整事業 １か所あたり年額4,712千円	就労移行等連携調整事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	$\frac{1}{2}$
		８．障害者芸術・文化祭開催事業 １か所あたり年額70,500千円	障害者芸術・文化祭開催事業の実施に必要と厚生労働大臣が認めた経費	$\frac{10}{10}$
		９．障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 １か所あたり年額10,000千円	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	$\frac{1}{2}$
		10. 医療的ケア児等総合支援事業 １自治体あたり年額5,141千円	医療的ケア児等総合支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、助成金、交付金	$\frac{1}{2}$
		11.（１）強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	（１） 基礎研修 $\frac{1}{2}$
		11.（２）強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	（２） 実践研修 $\frac{1}{2}$
		12. 障害福祉従事者の専門性向上の	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進	1

		６．（２）工賃向上計画支援等事業 （基本事業のうち在宅就業マッチング支援等事業） 1か所あたり年額30,000千円	工賃向上計画支援等事業（基本事業のうち在宅就業マッチング支援等事業）の実施に必要な賃金、報償費［謝金］、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費、修繕料（改造費））、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、補助金 （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	（２） 基本事業 $\frac{1}{2}$
		６．（３）工賃向上計画支援等事業 （特別事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援等事業（特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業）の実施に必要な賃金、報償費［謝金］、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費、修繕料（改造費））、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料	（３） 特別事業 $\frac{10}{10}$
		７．就労移行等連携調整事業 １か所あたり年額4,712千円	就労移行等連携調整事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	$\frac{1}{2}$
		８．障害者芸術・文化祭開催事業 １か所あたり年額70,500千円	障害者芸術・文化祭開催事業の実施に必要と厚生労働大臣が認めた経費	$\frac{10}{10}$
		９．障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 １か所あたり年額10,000千円	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	$\frac{1}{2}$
		10. 医療的ケア児等総合支援事業 １自治体あたり年額5,141千円	医療的ケア児等総合支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、助成金、交付金	$\frac{1}{2}$
		11.（１）強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	（１） 基礎研修 $\frac{1}{2}$
		11.（２）強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	（２） 実践研修 $\frac{1}{2}$
		12. 障害福祉従事者の専門性向上の	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進	1

		ための研修受講促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	2
		13. 成年後見制度普及啓発事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	成年後見制度普及啓発事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	$\frac{1}{2}$
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	$\frac{1}{2}$
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	$\frac{1}{2}$
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	$\frac{1}{2}$
		17.「心のバリアフリー」推進事業 １自治体あたり年額6,000千円	「心のバリアフリー」推進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	$\frac{1}{2}$
		18. 身体障害者補助犬育成促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	身体障害者補助犬育成促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費	$\frac{1}{2}$

		ための研修受講促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	2
		13. 成年後見制度普及啓発事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	成年後見制度普及啓発事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	$\frac{1}{2}$
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	$\frac{1}{2}$
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	$\frac{1}{2}$
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	$\frac{1}{2}$
		17.「心のバリアフリー」推進事業 １自治体あたり年額6,000千円	「心のバリアフリー」推進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	$\frac{1}{2}$
		18. 身体障害者補助犬育成促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	身体障害者補助犬育成促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費	$\frac{1}{2}$

			、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業 （都道府県及び指定都市） 厚生労働大臣が必要と認めた額 （市町村（指定都市を除き、中核市、特別区を含む）） １カ所あたり年額2,827千円	発達障害児者及び家族等支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	1/2
		20. 発達障害診断待機解消事業 （発達障害専門医療機関初診待機解消事業） １自治体あたり年額19,489千円 （発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業） １自治体あたり年額10,309千円	発達障害診断待機解消事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	1/2
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の実施に必要な報酬、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等、賃金、社会保険料等、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、使用料、賃借料、委託料（上記の経費に限る。）、補助金（上記の経費に限る。） （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	1/2
		22. 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	地域生活支援事業の効果的な取組推進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）	１０/１０
		23. 障害者ＩＣＴサポート総合推進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者ＩＣＴサポート総合推進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	1/2
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（受講料、教材費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	1/2

			、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業 （都道府県及び指定都市） 厚生労働大臣が必要と認めた額 （市町村（指定都市を除き、中核市、特別区を含む）） １カ所あたり年額2,827千円	発達障害児者及び家族等支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	1/2
		20. 発達障害診断待機解消事業 （発達障害専門医療機関初診待機解消事業） １自治体あたり年額19,489千円 （発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業） １自治体あたり年額10,309千円	発達障害診断待機解消事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	1/2
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の実施に必要な報酬、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等、賃金、社会保険料等、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、使用料、賃借料、委託料（上記の経費に限る。）、補助金（上記の経費に限る。） （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	1/2
		22. 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	地域生活支援事業の効果的な取組推進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）	１０/１０
		23. 障害者ＩＣＴサポート総合推進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者ＩＣＴサポート総合推進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	1/2
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（受講料、教材費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	1/2

		25. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 ①支援時間が500時間以内の者 支援時間×3,920円又は800,000円の低い方の額 ②支援時間が500時間を超える者 支援時間×1,600円	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		26. 地域における読書バリアフリー体制強化事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	地域における読書バリアフリー体制強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（受講料、教材費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	1/2
		27. 聴覚障害児支援中核機能モデル事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	聴覚障害児支援中核機能モデル事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	10/10
		28. 特別促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	特別促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	1/2
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援機器等開発促進事業	1.（1）障害者自立支援機器等開発促進事業（テーマ設定型事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者自立支援機器等開発促進事業（テーマ設定型事業に限る）の実施に必要な賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、通信運搬費、雑役務費、委託費、借料及び損料、備品購入費	1/2 中小開発機関が事業を実施する場合 2/3
		1.（2）障害者自立支援機器等開発促進事業(製品種目特定型事業) 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者自立支援機器等開発促進事業のうち製品種目特定型事業の実施に必要な賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、通信運搬費、雑役務費、委託費、借料及び損料、備品購入費	1/2 中小開発機関が事業を実施する場合 2/3 ※初年度のみ 10/10
		2. シーズ・ニーズマッチング強化事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	シーズ・ニーズマッチング強化事業の実施に必要な賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、通信運搬費、雑役務費、委託費、借料及び損料、備品購入費	10/10

		25. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 ①支援時間が500時間以内の者 支援時間×3,920円又は800,000円の低い方の額 ②支援時間が500時間を超える者 支援時間×1,600円	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		26. 地域における読書バリアフリー体制強化事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	地域における読書バリアフリー体制強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（受講料、教材費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	1/2
		27. 聴覚障害児支援中核機能モデル事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	聴覚障害児支援中核機能モデル事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	10/10
		28. 特別促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	特別促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費［謝金］、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費［会議費］、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 （［　］内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	1/2
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援機器等開発促進事業	1.（1）障害者自立支援機器等開発促進事業（テーマ設定型事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者自立支援機器等開発促進事業（テーマ設定型事業に限る）の実施に必要な賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、通信運搬費、雑役務費、委託費、借料及び損料、備品購入費	1/2 中小開発機関が事業を実施する場合 2/3
		1.（2）障害者自立支援機器等開発促進事業(製品種目特定型事業) 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者自立支援機器等開発促進事業のうち製品種目特定型事業の実施に必要な賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、通信運搬費、雑役務費、委託費、借料及び損料、備品購入費	1/2 中小開発機関が事業を実施する場合 2/3 ※初年度のみ 10/10
		2. シーズ・ニーズマッチング強化事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	シーズ・ニーズマッチング強化事業の実施に必要な賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、通信運搬費、雑役務費、委託費、借料及び損料、備品購入費	10/10

	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	人口30万人未満の市町村（政令指定都市、中核市及び特別区を除く。）に対し、当該年度における国庫負担基準の超過額の範囲内で、別に定める実施要綱に基づき、都道府県が必要と認める額	平成21年5月11日厚生労働省発障第0511002号厚生労働事務次官通知の別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」別表１の第２欄に定める種目「１障害福祉サービス費等」における第４欄に定める対象経費「１当該介護給付費等の支給に要した費用」	1/2
	障害者自立支援給付審査支払等システム事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者自立支援給付審査支払等システム事業に必要な報酬、給料、共済費、費用弁償、職員手当等、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	1/2
		１．障害福祉サービス等支援体制整備事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	福祉・介護職員処遇改善加算及び「新しい経済政策パッケージ」に基づく障害福祉人材の更なる処遇改善加算の取得促進に係る事業所への助言・指導に必要な報酬、給料、職員諸手当等、共済費、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金	10/10
		２．障害福祉サービス等支援体制整備事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る審査体制の確保に必要な報酬、給料、職員諸手当等、共済費、報償費、委託料	1/2
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、補助金	10/10
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業（令和２年度第三次補正予算分）	厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、補助金	2/3
	障害福祉分野のICT導入モデル事業	１．都道府県及び指定都市実施研修会経費 １自治体あたり284千円	障害福祉分野のICT導入モデル事業の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	2/3

	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	人口30万人未満の市町村（政令指定都市、中核市及び特別区を除く。）に対し、当該年度における国庫負担基準の超過額の範囲内で、別に定める実施要綱に基づき、都道府県が必要と認める額	平成21年5月11日厚生労働省発障第0511002号厚生労働事務次官通知の別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」別表１の第２欄に定める種目「１障害福祉サービス費等」における第４欄に定める対象経費「１当該介護給付費等の支給に要した費用」	1/2
	障害者自立支援給付審査支払等システム事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者自立支援給付審査支払等システム事業に必要な報酬、給料、共済費、費用弁償、職員手当等、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	1/2
		１．障害福祉サービス等支援体制整備事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	福祉・介護職員処遇改善加算及び「新しい経済政策パッケージ」に基づく障害福祉人材の更なる処遇改善加算の取得促進に係る事業所への助言・指導に必要な報酬、給料、職員諸手当等、共済費、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金	10/10
		２．障害福祉サービス等支援体制整備事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る審査体制の確保に必要な報酬、給料、職員諸手当等、共済費、報償費、委託料	1/2
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、補助金	10/10
	（新設）			
	障害福祉分野のICT導入モデル事業	１．都道府県及び指定都市実施研修会経費 １自治体あたり284千円	障害福祉分野のICT導入モデル事業の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	2/3

		２．障害福祉サービス事業者等に対する補助 １事業所あたり1,000千円	障害福祉分野の ICT 導入モデル事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	2/3
	令和２年度障害福祉分野のICT導入モデル事業	１．都道府県、指定都市及び中核市実施研修会経費 １自治体あたり284千円	障害福祉分野の ICT 導入モデル事業の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	2/3
		２．障害福祉サービス事業者等に対する補助 １事業所あたり1,000千円	障害福祉分野の ICT 導入モデル事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	2/3

別紙様式１～別紙様式３　（略）

		２．障害福祉サービス事業者等に対する補助 １事業所あたり1,000千円	障害福祉分野の ICT 導入モデル事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	2/3
	令和２年度障害福祉分野のICT導入モデル事業	１．都道府県、指定都市及び中核市実施研修会経費 １自治体あたり284千円	障害福祉分野の ICT 導入モデル事業の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	2/3
		２．障害福祉サービス事業者等に対する補助 １事業所あたり1,000千円	障害福祉分野の ICT 導入モデル事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	2/3

別紙様式１～別紙様式３　（略）

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

1－(1) 都道府県総表（直接補助分）

（都道府県名 ：　　）

（単位：円）

区分	種目		対象経費支出予定額 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助基本額 E	(補助率)	国庫補助所要額 (E×補助率) F	既交付決定額 G	差し引き追加交付(－部取消)申請額 (F-G) H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100				
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2				
		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業						1/2				
		3. 発達障害者支援体制整備事業						1/2				
		4. 障害者虐待防止対策支援事業						1/2				
		5. 障害者就業・生活支援センター事業						1/2				
		6.(1) 工賃向上計画支援等事業(基本事業)						1/2				
		6.(2) 工賃向上計画支援等事業(基本事業のうち障害者の在宅就業マッチング支援等事業)						1/2				
		6.(3) 工賃向上計画支援等事業(特別事業)						10/10				
		7. 就労移行等連携調整事業						1/2				
		8. 障害者芸術・文化祭開催事業						10/10				
		9. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業						1/2				
		10. 医療的ケア児等総合支援事業						1/2				
		11.(1) 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業						1/2				
		11.(2) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業						1/2				
		12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業						1/2				
		13. 成年後見制度普及啓発事業						1/2				
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		17. 「心のバリアフリー」推進事業						1/2				
		18. 身体障害者補助犬育成促進事業						1/2				
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業						1/2				
		20. 発達障害診断待機解消事業						1/2				
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業						1/2				
		22. 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業						10/10				
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業						1/2				
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業						1/2				
		26. 地域における読書バリアフリー体制強化事業						1/2				
		27. 聴覚障害児支援中核機能モデル事業						10/10				
		28. 特別促進事業						1/2				
		小計 ②										
障害者総合支援事業費等補助金	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業							1/2				
	障害者自立支援給付審査支払等システム事業							1/2				
	障害福祉サービス等支援体制整備事業	障害福祉サービス等支援体制整備事業(補助率10／10対象分)						10/10				
		障害福祉サービス等支援体制整備事業(補助率1／2対象分)						1/2				
		小計										
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業							10/10				
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業(令和2年度第三次補正予算分)							2/3				
	障害福祉分野のICT導入モデル事業							2/3				
	令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業							2/3				
	小計 ③											
合計 (①+②+③)												

（注1）都道府県については、本表に直営又は委託にて実施する事業の所要額を記入すること。
（注2）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注4）F欄は、千円未満切り捨てとすること。
（注5）G欄及びH欄は、交付要綱の9による変更申請のほかは斜線を引くこと。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

1－(1) 都道府県総表（直接補助分）

（都道府県名 ：　　）

（単位：円）

区分	種目		対象経費支出予定額 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助基本額 E	(補助率)	国庫補助所要額 (E×補助率) F	既交付決定額 G	差し引き追加交付(－部取消)申請額 (F-G) H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100				
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2				
		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業						1/2				
		3. 発達障害者支援体制整備事業						1/2				
		4. 障害者虐待防止対策支援事業						1/2				
		5. 障害者就業・生活支援センター事業						1/2				
		6.(1) 工賃向上計画支援等事業(基本事業)						1/2				
		6.(2) 工賃向上計画支援等事業(基本事業のうち障害者の在宅就業マッチング支援等事業)						1/2				
		6.(3) 工賃向上計画支援等事業(特別事業)						10/10				
		7. 就労移行等連携調整事業						1/2				
		8. 障害者芸術・文化祭開催事業						10/10				
		9. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業						1/2				
		10. 医療的ケア児等総合支援事業						1/2				
		11.(1) 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業						1/2				
		11.(2) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業						1/2				
		12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業						1/2				
		13. 成年後見制度普及啓発事業						1/2				
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2				
		17. 「心のバリアフリー」推進事業						1/2				
		18. 身体障害者補助犬育成促進事業						1/2				
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業						1/2				
		20. 発達障害診断待機解消事業						1/2				
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業						1/2				
		22. 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業						10/10				
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業						1/2				
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業						1/2				
		26. 地域における読書バリアフリー体制強化事業						1/2				
		27. 聴覚障害児支援中核機能モデル事業						10/10				
		28. 特別促進事業						1/2				
		小計 ②										
障害者総合支援事業費等補助金	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業							1/2				
	障害者自立支援給付審査支払等システム事業							1/2				
	障害福祉サービス等支援体制整備事業	障害福祉サービス等支援体制整備事業(補助率10／10対象分)						10/10				
		障害福祉サービス等支援体制整備事業(補助率1／2対象分)						1/2				
		小計										
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業							10/10				
	(新設)											
	障害福祉分野のICT導入モデル事業							2/3				
	令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業							2/3				
	小計 ③											
合計 (①+②+③)												

（注1）都道府県については、本表に直営又は委託にて実施する事業の所要額を記入すること。
（注2）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注4）F欄は、千円未満切り捨てとすること。
（注5）G欄及びH欄は、交付要綱の9による変更申請のほかは斜線を引くこと。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

1－(2) 都道府県総表（間接補助分）

（都道府県名 ：　　）

（単位：円）

区分	種目		対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	都道府県 補助基本額 E	都道府県 補助予定額 F	国庫補助 基本額 G	(補助率)	国庫補助 所要額 (G×補助率) H	既交付決定額 I	差し引き 追加交付 (一部取消) 申請額 (H－I) J	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①									50/100				
	地域生活支援促進事業	6.(2) 工賃向上計画支援等事業(基本事業のうち障害者の在宅就業マッチング支援等事業)								1/2				
		12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業								1/2				
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業								1/2				
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2				
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2				
		18. 身体障害者補助犬育成促進事業								1/2				
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業								1/2				
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業								1/2				
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業								1/2				
		26. 地域における読書バリアフリー体制強化事業								1/2				
		28. 特別促進事業								1/2				
		小計 ②												
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業									10/10				
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業(令和2年度第三次補正予算分)									2/3				
	障害福祉分野のICT導入モデル事業									2/3				
	令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業									2/3				
	小計 ③													
合計 (①+②+③)														

(注1) 都道府県については、本表に社会福祉法人等が行う事業に補助する額を記入すること。
(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注4) G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注5) H欄は、千円未満切り捨てとすること。
(注6) I欄及びJ欄は、交付要綱の9による変更申請のほかは斜線を引くこと。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

1－(2) 都道府県総表（間接補助分）

（都道府県名 ：　　）

（単位：円）

区分	種目		対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	都道府県 補助基本額 E	都道府県 補助予定額 F	国庫補助 基本額 G	(補助率)	国庫補助 所要額 (G×補助率) H	既交付決定額 I	差し引き 追加交付 (一部取消) 申請額 (H－I) J	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①									50/100				
	地域生活支援促進事業	6.(2) 工賃向上計画支援等事業(基本事業のうち障害者の在宅就業マッチング支援等事業)								1/2				
		12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業								1/2				
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業								1/2				
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2				
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2				
		18. 身体障害者補助犬育成促進事業								1/2				
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業								1/2				
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業								1/2				
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業								1/2				
		26. 地域における読書バリアフリー体制強化事業								1/2				
		28. 特別促進事業								1/2				
		小計 ②												
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業									10/10				
	(新設)													
	障害福祉分野のICT導入モデル事業									2/3				
	令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業									2/3				
	小計 ③													
合計 (①+②+③)														

(注1) 都道府県については、本表に社会福祉法人等が行う事業に補助する額を記入すること。
(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注4) G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注5) H欄は、千円未満切り捨てとすること。
(注6) I欄及びJ欄は、交付要綱の9による変更申請のほかは斜線を引くこと。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

2－(1) 指定都市・中核市・一部事務組合・広域連合総表(直接補助)　　(指定都市・中核市・一部事務組合・広域連合名 :　　)

(単位:円)

区分	種目		対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	(補助率)	国庫補助 所要額 (E×補助率) F	既交付決定額 G	差し引き 追加交付 (一部取消) 申請額 (F-G) H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100				
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業(※2)						1/2				
		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業(※1)						1/2				
		3. 発達障害者支援体制整備事業(※1)						1/2				
		4. 障害者虐待防止対策支援事業						1/2				
		10. 医療的ケア児等総合支援事業						1/2				
		13. 成年後見制度普及啓発事業						1/2				
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業(※2)						1/2				
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※2)						1/2				
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※2)						1/2				
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業(※2)						1/2				
		20. 発達障害診断待機解消事業(※1)						1/2				
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(※2)						1/2				
		22. 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業						10/10				
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業						1/2				
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業						1/2				
		25. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業						1/2				
		26. 地域における読書バリアフリー体制強化事業						1/2				
		27. 聴覚障害児支援中核機能モデル事業(※1)						10/10				
		28. 特別促進事業						1/2				
		小計 ②										
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付審査支払等システム事業							1/2				
	障害福祉サービス等支援体制整備事業	障害福祉サービス等支援体制整備事業(補助率10／10対象分)						10/10				
		障害福祉サービス等支援体制整備事業(補助率1／2対象分)						1/2				
		小計										
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業							10/10				
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業(令和2年度第三次補正予算分)							2/3				
	障害福祉分野のICT導入モデル事業							2/3				
	令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業							2/3				
	小計 ③											
合計(①+②+③)												

(注1) 指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合については、本表に実施する事業の所要額を記入すること。
(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注4) F欄は、千円未満切り捨てとすること。
(注5) G欄及びH欄は、交付要綱の9による変更申請のほかは斜線を引くこと。
(注6) (※1)は、事業を実施する指定都市のみ記入すること。
(注7) (※2)は、事業を実施する指定都市及び中核市のみ記入すること。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

2－(1) 指定都市・中核市・一部事務組合・広域連合総表(直接補助)　　(指定都市・中核市・一部事務組合・広域連合名 :　　)

(単位:円)

区分	種目		対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	(補助率)	国庫補助 所要額 (E×補助率) F	既交付決定額 G	差し引き 追加交付 (一部取消) 申請額 (F-G) H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100				
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業(※2)						1/2				
		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業(※1)						1/2				
		3. 発達障害者支援体制整備事業(※1)						1/2				
		4. 障害者虐待防止対策支援事業						1/2				
		10. 医療的ケア児等総合支援事業						1/2				
		13. 成年後見制度普及啓発事業						1/2				
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業(※2)						1/2				
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※2)						1/2				
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※2)						1/2				
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業(※2)						1/2				
		20. 発達障害診断待機解消事業(※1)						1/2				
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(※2)						1/2				
		22. 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業						10/10				
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業						1/2				
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業						1/2				
		25. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業						1/2				
		26. 地域における読書バリアフリー体制強化事業						1/2				
		27. 聴覚障害児支援中核機能モデル事業(※1)						10/10				
		28. 特別促進事業						1/2				
		小計 ②										
障害者総合支援事業費等補助金	障害者自立支援給付審査支払等システム事業							1/2				
	障害福祉サービス等支援体制整備事業	障害福祉サービス等支援体制整備事業(補助率10／10対象分)						10/10				
		障害福祉サービス等支援体制整備事業(補助率1／2対象分)						1/2				
		小計										
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業							10/10				
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業(令和2年度第三次補正予算分)							2/3				
	障害福祉分野のICT導入モデル事業							2/3				
	令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業							2/3				
	小計 ③											
合計(①+②+③)												

(注1) 指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合については、本表に実施する事業の所要額を記入すること。
(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注4) F欄は、千円未満切り捨てとすること。
(注5) G欄及びH欄は、交付要綱の9による変更申請のほかは斜線を引くこと。
(注6) (※1)は、事業を実施する指定都市のみ記入すること。
(注7) (※2)は、事業を実施する指定都市及び中核市のみ記入すること。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

2−(2) 指定都市・中核市・一部事務組合・広域連合総表(間接補助)

(指定都市・中核市・一部事務組合・広域連合名 ：)

(単位:円)

区分		種目	対象経費支出予定額 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	指定都市中核市一部事務組合広域連合補助基本額 E	指定都市中核市一部事務組合広域連合補助予定額 F	国庫補助基本額 G	(補助率)	国庫補助所要額 (G×補助率) H	既交付決定額 I	差し引き追加交付(一部取消)申請額 (H-I) J	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①									50/100				
	地域生活支援促進事業	14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業(※)								1/2				
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※)								1/2				
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※)								1/2				
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(※)								1/2				
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業								1/2				
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業								1/2				
		26. 地域における読書バリアフリー体制強化事業								1/2				
		28. 特別促進事業								1/2				
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業									10/10				
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業(令和2年度第三次補正予算分)									2/3				
	障害福祉分野のICT導入モデル事業									2/3				
	令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業									2/3				
	小計 ③													
合計(①+②)														

(注1) 指定都市、一部事務組合及び広域連合については、本表に社会福祉法人等が行う事業に補助する額を記入すること。
(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注4) G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注5) H欄は、千円未満切り捨てとすること。
(注6) I欄及びJ欄は、交付要綱の9による変更申請のほかは斜線を引くこと。
(注7) (※)は、事業を実施する指定都市・中核市のみ記入すること。

別紙１　３　開発機関・実施団体総表　（略）

別紙２　事業計画書（発達障害児者地域生活支援モデル支援事業）～（障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業）　（略）

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

2−(2) 指定都市・中核市・一部事務組合・広域連合総表(間接補助)

(指定都市・中核市・一部事務組合・広域連合名 ：)

(単位:円)

区分		種目	対象経費支出予定額 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	指定都市中核市一部事務組合広域連合補助基本額 E	指定都市中核市一部事務組合広域連合補助予定額 F	国庫補助基本額 G	(補助率)	国庫補助所要額 (G×補助率) H	既交付決定額 I	差し引き追加交付(一部取消)申請額 (H-I) J	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①									50/100				
	地域生活支援促進事業	14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業(※)								1/2				
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※)								1/2				
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※)								1/2				
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(※)								1/2				
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業								1/2				
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業								1/2				
		26. 地域における読書バリアフリー体制強化事業								1/2				
		28. 特別促進事業								1/2				
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業									10/10				
	(新設)													
	障害福祉分野のICT導入モデル事業									2/3				
	令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業									2/3				
	小計 ③													
合計(①+②)														

(注1) 指定都市、一部事務組合及び広域連合については、本表に社会福祉法人等が行う事業に補助する額を記入すること。
(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注4) G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注5) H欄は、千円未満切り捨てとすること。
(注6) I欄及びJ欄は、交付要綱の9による変更申請のほかは斜線を引くこと。
(注7) (※)は、事業を実施する指定都市・中核市のみ記入すること。

別紙１　３　開発機関・実施団体総表　（略）

別紙２　事業計画書（発達障害児者地域生活支援モデル支援事業）～（障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業）（略）

○ 障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業（令和2年度第三次補正予算分）

1 所要額内訳

経費区分	対象経費支出予定額		
	員数	単価	金額
	単位	円	円
1 直接補助分			
備品購入費			
使用料及び賃借料			
役務費			
2 間接補助分			
補助金			
合計			

（注1）各経費に係る積算資料を支出先施設・事業所別に作成し、添付すること。

（注2）支出先施設・事業所が複数ある場合、補助額の配分を示す資料を作成し、添付すること。

（注3）間接補助分は、2「積算内訳」により、支出額の詳細を示すこと。

（新設）

２　積算内訳（間接補助分詳細）

経費区分	施設・事業所名	積算内訳（詳細）	金額（円）	備考
補助金	（例） 障害者支援施設 〇〇	（例） ・備品購入費（〇〇機器） 120,000円×１台＝120,00円 ・役務費（〇〇機器初期設定費用） 60,000円 ・賃借料（××機器リース料金） 20,000円×6ヶ月＝120,000円	（例）300,000	
		－		
合計				

（注1）　本表は「1所要額内訳」において間接補助分として支出予定の施設・事業所単位で、経費区分ごとに積算の内訳を記入すること。
（注2）　合計欄は「1所要額内訳」における間接補助分の金額欄と一致すること。
（注3）（例）は提出の際は削除すること。

（新設）

３　障害福祉分野における介護ロボット等導入事業計画書

（新設）

法人名：

施設・事業所名：

（1）　経費所要額調書

（単位：円）

導入機器名	機器購入価格等 （A）	導入台数 （B）	初期設定に要する費用 （C）	対象経費の合計額 （D＝A×B＋C）
				0
				0
				0

（注）A欄には導入機器１台あたりの購入金額又はリース・レンタルにかかる金額を記載すること。

（２）障害福祉分野における介護ロボット等導入事業計画

①　支出先施設・事業所に係る基本情報

法人名	
施設・事業所名	

②　導入機器に関する情報

介護ロボット等の種別	
介護ロボット等の製品名	
機器の特徴（有効性、安全性能の検証情報（※））（※）製造業者又は販売代理店から提供を受け、添付すること。	
リース・レンタルの場合の契約（予定）期間	

（注）導入機器が複数種類ある場合、それぞれ記載すること。

③　事業に関する情報

事業概要	
介護ロボット等の導入スケジュール	
利用者の倫理面への配慮	
介護ロボット等の導入により達成すべき目標	
介護ロボット等の導入により期待される効果	

※　支出先施設・事業所ごとに、作成すること。

（略）

（新設）

（略）

別紙様式４～９　（略）

別紙様式４～９　（略）

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

1－(1) 都道府県総表(直接補助分)　　(都道府県名 :　　)

(単位:円)

区分	種目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助基本額 E	(補助率)	国庫補助所要額 (E×補助率) F	国庫補助金交付決定額 G	国庫補助金受入課額 H	差引過不足額		備考
												超過額 I (H−F)	不足額 J (F−H)	
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100						
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2						
		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業						1/2						
		3. 発達障害者支援体制整備事業						1/2						
		4. 障害者虐待防止対策支援事業						1/2						
		5. 障害者就業・生活支援センター事業						1/2						
		6.(1) 工賃向上計画支援等事業(基本事業)						1/2						
		6.(2) 工賃向上計画支援等事業(基本事業のうち障害者の在宅就業マッチング支援等事業)						1/2						
		6.(3) 工賃向上計画支援等事業(特別事業)						10/10						
		7. 就労移行等連携調整事業						1/2						
		8. 障害者芸術・文化祭開催事業						10/10						
		9. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業						1/2						
		10. 医療的ケア児等総合支援事業						1/2						
		11.(1) 強度行動障害児支援者養成研修(基礎研修)事業						1/2						
		11.(2) 強度行動障害児支援者養成研修(実践研修)事業						1/2						
		12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業						1/2						
		13. 成年後見制度普及啓発事業						1/2						
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		17. 「心のバリアフリー」推進事業						1/2						
		18. 身体障害者補助犬育成促進事業						1/2						
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業						1/2						
		20. 発達障害診断待機解消事業						1/2						
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業						1/2						
		22. 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業						10/10						
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業						1/2						
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業						1/2						
		26. 地域における読書バリアフリー体制強化事業						1/2						
		27. 聴覚障害児支援中核機能モデル事業						10/10						
		28. 特別促進事業						1/2						
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業							1/2						
	障害者自立支援給付審査支払等システム事業							1/2						
	障害福祉サービス等支援体制整備事業	障害福祉サービス等支援体制整備事業(補助率10／10対象分)						10/10						
		障害福祉サービス等支援体制整備事業(補助率1／2対象分)						1/2						
		小計												
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業							10/10						
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業(令和2年度第三次補正予算分)							2/3						
	障害福祉分野のICT導入モデル事業							2/3						
	令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業							2/3						
	小計 ③													
合計 (①+②+③)														

(注1) 都道府県については、本表に実施した事業の精算額を記入すること。
(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注4) 経費の配分変更を行った場合には、H欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その増減額を明らかにすること。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

1－(1) 都道府県総表(直接補助分)　　(都道府県名 :　　)

(単位:円)

区分	種目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助基本額 E	(補助率)	国庫補助所要額 (E×補助率) F	国庫補助金交付決定額 G	国庫補助金受入課額 H	差引過不足額		備考
												超過額 I (H−F)	不足額 J (F−H)	
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100						
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2						
		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業						1/2						
		3. 発達障害者支援体制整備事業						1/2						
		4. 障害者虐待防止対策支援事業						1/2						
		5. 障害者就業・生活支援センター事業						1/2						
		6.(1) 工賃向上計画支援等事業(基本事業)						1/2						
		6.(2) 工賃向上計画支援等事業(基本事業のうち障害者の在宅就業マッチング支援等事業)						1/2						
		6.(3) 工賃向上計画支援等事業(特別事業)						10/10						
		7. 就労移行等連携調整事業						1/2						
		8. 障害者芸術・文化祭開催事業						10/10						
		9. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業						1/2						
		10. 医療的ケア児等総合支援事業						1/2						
		11.(1) 強度行動障害児支援者養成研修(基礎研修)事業						1/2						
		11.(2) 強度行動障害児支援者養成研修(実践研修)事業						1/2						
		12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業						1/2						
		13. 成年後見制度普及啓発事業						1/2						
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
		17. 「心のバリアフリー」推進事業						1/2						
		18. 身体障害者補助犬育成促進事業						1/2						
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業						1/2						
		20. 発達障害診断待機解消事業						1/2						
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業						1/2						
		22. 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業						10/10						
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業						1/2						
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業						1/2						
		26. 地域における読書バリアフリー体制強化事業						1/2						
		27. 聴覚障害児支援中核機能モデル事業						10/10						
		28. 特別促進事業						1/2						
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業							1/2						
	障害者自立支援給付審査支払等システム事業							1/2						
	障害福祉サービス等支援体制整備事業	障害福祉サービス等支援体制整備事業(補助率10／10対象分)						10/10						
		障害福祉サービス等支援体制整備事業(補助率1／2対象分)						1/2						
		小計												
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業							10/10						
	(新設)													
	障害福祉分野のICT導入モデル事業							2/3						
	令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業							2/3						
	小計 ③													
合計 (①+②+③)														

(注1) 都道府県については、本表に実施した事業の精算額を記入すること。
(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注4) 経費の配分変更を行った場合には、H欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その増減額を明らかにすること。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

1－(2) 都道府県総表(間接補助分)　　(都道府県名 :　　)

(単位:円)

区分	種目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	都道府県補助基本額 E	都道府県補助額 F	国庫補助基本額 G	(補助率)	国庫補助所要額 (G×補助率) H	国庫補助金交付決定額 I	国庫補助金受入済額 J	差引過不足額 超過額 (J-H) K	差引過不足額 不足額 (H-J) L	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①									50/100						
	地域生活支援促進事業	6.(2) 工賃向上計画支援等事業(基本事業のうち障害者の在宅就業マッチング支援等事業)								1/2						
		12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業								1/2						
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業								1/2						
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2						
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2						
		18. 身体障害者補助犬育成促進事業								1/2						
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業								1/2						
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業								1/2						
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業								1/2						
		26. 地域における読書バリアフリー体制強化事業								1/2						
		28 特別促進事業								1/2						
		小計 ②														
障害者総合支援事業費補助金	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業									10/10						
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業(令和2年度第三次補正予算分)									2/3						
	障害福祉分野のICT導入モデル事業									2/3						
	令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業									2/3						
	小計 ③															
合計 (①+②+③)																

(注1) 都道府県については、本表に社会福祉法人等が行った事業に補助した額を記入すること。
(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注4) G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注5) 経費の配分変更を行った場合には、J欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その増減額を明らかにすること。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

1－(2) 都道府県総表(間接補助分)　　(都道府県名 :　　)

(単位:円)

区分	種目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	都道府県補助基本額 E	都道府県補助額 F	国庫補助基本額 G	(補助率)	国庫補助所要額 (G×補助率) H	国庫補助金交付決定額 I	国庫補助金受入済額 J	差引過不足額 超過額 (J-H) K	差引過不足額 不足額 (H-J) L	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①									50/100						
	地域生活支援促進事業	6.(2) 工賃向上計画支援等事業(基本事業のうち障害者の在宅就業マッチング支援等事業)								1/2						
		12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業								1/2						
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業								1/2						
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2						
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業								1/2						
		18. 身体障害者補助犬育成促進事業								1/2						
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業								1/2						
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業								1/2						
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業								1/2						
		26. 地域における読書バリアフリー体制強化事業								1/2						
		28 特別促進事業								1/2						
		小計 ②														
障害者総合支援事業費補助金	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業									10/10						
	(新設)															
	障害福祉分野のICT導入モデル事業									2/3						
	令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業									2/3						
	小計 ③															
合計 (①+②+③)																

(注1) 都道府県については、本表に社会福祉法人等が行った事業に補助した額を記入すること。
(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注4) G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
(注5) 経費の配分変更を行った場合には、J欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その増減額を明らかにすること。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

2－（1） 指定都市・中核市・一部事務組合・広域連合総表（直接補助）

（指定都市・中核市・一部事務組合・広域連合名 ： ）

（単位：円）

区分	種目		対象経費 実支出額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 （A-B） C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	（補助率）	国庫補助 所要額 （E×補助率） F	国庫補助金 交付決定額 G	国庫補助金 受入済額 H	差引過不足額 超過額 I （H−F）	差引過不足額 不足額 J （F−H）	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100						
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業（※2）						1/2						
		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業（※1）						1/2						
		3. 発達障害者支援体制整備事業（※1）						1/2						
		4. 障害者虐待防止対策支援事業						1/2						
		10. 医療的ケア児等総合支援事業						1/2						
		13. 成年後見制度普及啓発事業						1/2						
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業（※2）						1/2						
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（※2）						1/2						
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（※2）						1/2						
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業（※2）						1/2						
		20. 発達障害診断待機解消事業（※1）						1/2						
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（※2）						1/2						
		22. 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業						10/10						
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業						1/2						
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業						1/2						
		25. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業						1/2						
		26. 地域における読書バリアフリー体制強化事業						1/2						
		27. 聴覚障害児支援中核機能モデル事業（※1）						10/10						
		28. 特別促進事業						1/2						
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付審査支払等システム事業							1/2						
	障害福祉サービス等支援体制整備事業	障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率10／10対象分）						10/10						
		障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率1／2対象分）						1/2						
		小計												
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業							10/10						
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業（令和2年度第三次補正予算分）							2/3						
	障害福祉分野のICT導入モデル事業							2/3						
	令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業							2/3						
	小計 ③													
合計（①+②+③）														

（注1）指定都市中核市、一部事務組合及び広域連合については、本表に実施した事業の精算額を記入すること。
（注2）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注4）経費の配分変更を行った場合には、H欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その増減額を明らかにすること。
（注5）（※1）は、事業を実施する指定都市のみ記入すること。
（注6）（※2）は、事業を実施する指定都市及び中核市のみ記入すること。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

2－（1） 指定都市・中核市・一部事務組合・広域連合総表（直接補助）

（指定都市・中核市・一部事務組合・広域連合名 ： ）

（単位：円）

区分	種目		対象経費 実支出額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 （A-B） C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	（補助率）	国庫補助 所要額 （E×補助率） F	国庫補助金 交付決定額 G	国庫補助金 受入済額 H	差引過不足額 超過額 I （H−F）	差引過不足額 不足額 J （F−H）	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100						
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業（※2）						1/2						
		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業（※1）						1/2						
		3. 発達障害者支援体制整備事業（※1）						1/2						
		4. 障害者虐待防止対策支援事業						1/2						
		10. 医療的ケア児等総合支援事業						1/2						
		13. 成年後見制度普及啓発事業						1/2						
		14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業（※2）						1/2						
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（※2）						1/2						
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（※2）						1/2						
		19. 発達障害児者及び家族等支援事業（※2）						1/2						
		20. 発達障害診断待機解消事業（※1）						1/2						
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（※2）						1/2						
		22. 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業						10/10						
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業						1/2						
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業						1/2						
		25. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業						1/2						
		26. 地域における読書バリアフリー体制強化事業						1/2						
		27. 聴覚障害児支援中核機能モデル事業（※1）						10/10						
		28. 特別促進事業						1/2						
		小計 ②												
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付審査支払等システム事業							1/2						
	障害福祉サービス等支援体制整備事業	障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率10／10対象分）						10/10						
		障害福祉サービス等支援体制整備事業（補助率1／2対象分）						1/2						
		小計												
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業							10/10						
	（新設）													
	障害福祉分野のICT導入モデル事業							2/3						
	令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業							2/3						
	小計 ③													
合計（①+②+③）														

（注1）指定都市中核市、一部事務組合及び広域連合については、本表に実施した事業の精算額を記入すること。
（注2）D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注4）経費の配分変更を行った場合には、H欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その増減額を明らかにすること。
（注5）（※1）は、事業を実施する指定都市のみ記入すること。
（注6）（※2）は、事業を実施する指定都市及び中核市のみ記入すること。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金総括表

2－(2) 指定都市・中核市・一部事務組合・広域連合総表（間接補助）

（指定都市・中核市・一部事務組合・広域連合名 ：　　）

（単位：円）

区分	項目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	指定都市中核市一部事務組合広域連合補助基本額 E	指定都市中核市一部事務組合広域連合補助予定額 F	国庫補助基本額 G	(補助率)	国庫補助所要額 (G×補助率) H	国庫補助金交付決定額 I	国庫補助金受入済額 J	差引過不足額 超過額 (J-H) K	差引過不足額 不足額 (H-J) L	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①									50/100						
	地域生活支援促進事業	14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業(※)								1/2						
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※)								1/2						
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※)								1/2						
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(※)								1/2						
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業								1/2						
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業								1/2						
		26. 地域における認書バリアフリー体制強化事業								1/2						
		28. 特別促進事業								1/2						
		小計 ②														
障害者総合支援事業費補助金	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業									10/10						
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業(令和2年度第三次補正予算分)									2/3						
	障害福祉分野のICT導入モデル事業									2/3						
	令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業									2/3						
	小計 ③															
合計（①+②+③）																

（注1）指定都市、一部事務組合及び広域連合については、本表に社会福祉法人等が行った事業に補助した額を記入すること。
（注2）D欄には、本書類から得られる基準額を記入すること。
（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注4）G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注5）経費の配分変更を行った場合には、J欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その理由説明を明らかにすること。
（注6）（※）は、事業を実施する指定都市・中核市のみ記入すること。

別紙１　３　開発機関・実施団体総表　（略）

別紙２　実績報告書（発達障害児者地域生活支援モデル支援事業）～（障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業）　（略）

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金総括表

2－(2) 指定都市・中核市・一部事務組合・広域連合総表（間接補助）

（指定都市・中核市・一部事務組合・広域連合名 ：　　）

（単位：円）

区分	項目		対象経費実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	指定都市中核市一部事務組合広域連合補助基本額 E	指定都市中核市一部事務組合広域連合補助予定額 F	国庫補助基本額 G	(補助率)	国庫補助所要額 (G×補助率) H	国庫補助金交付決定額 I	国庫補助金受入済額 J	差引過不足額 超過額 (J-H) K	差引過不足額 不足額 (H-J) L	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①									50/100						
	地域生活支援促進事業	14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業(※)								1/2						
		15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※)								1/2						
		16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業(※)								1/2						
		21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(※)								1/2						
		23. 障害者ICTサポート総合推進事業								1/2						
		24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業								1/2						
		26. 地域における認書バリアフリー体制強化事業								1/2						
		28. 特別促進事業								1/2						
		小計 ②														
障害者総合支援事業費補助金	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業									10/10						
	(削除)															
	障害福祉分野のICT導入モデル事業									2/3						
	令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業									2/3						
	小計 ③															
合計（①+②+③）																

（注1）指定都市、一部事務組合及び広域連合については、本表に社会福祉法人等が行った事業に補助した額を記入すること。
（注2）D欄には、本書類から得られる基準額を記入すること。
（注3）E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注4）G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
（注5）経費の配分変更を行った場合には、J欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その理由説明を明らかにすること。
（注6）（※）は、事業を実施する指定都市・中核市のみ記入すること。

別紙１　３　開発機関・実施団体総表　（略）

別紙２　実績報告書（発達障害児者地域生活支援モデル支援事業）～（障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業）　（略）

○ 障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業（令和2年度第三次補正予算分）

1 精算額内訳

経費区分	対象経費支出済額		
	員数	単価	金額
	単位	円	円
1 直接補助分			
備品購入費			
使用料及び賃借料			
役務費			
2 間接補助分			
補助金			
合計			

（注1）各経費に係る積算資料を支出先施設・事業所別に作成し、添付すること。

（注2）支出先施設・事業所が複数ある場合、補助額の配分を示す資料を作成し、添付すること。

（注3）間接補助分は、2「積算内訳」により、支出額の詳細を示すこと。

（新設）

２　精算額内訳（間接補助分詳細）

（新設）

経費区分	施設・事業所名	精算額内訳（詳細）	金額（円）	備考
補助金	（例） 障害者支援施設 〇〇	（例） ・備品購入費（〇〇機器） 120,000円×１台＝120,00円 ・役務費（〇〇機器初期設定費用） 60,000円 ・賃借料（××機器リース料金） 20,000円×6ヶ月＝120,000円	（例）300,000	
		－		
合計				

（注１）　本表は「１精算額内訳」において間接補助分として支出予定の施設・事業所単位で、経費区分ごとに積算の内訳を記入すること。
（注２）　合計欄は「１精算額内訳」における間接補助分の金額欄と一致すること。
（注３）（例）は提出の際は削除すること。

3 障害福祉分野における介護ロボット等導入実績報告書

法人名：

施設・事業所名：

（1） 経費精算額調書

（単位：円）

導入機器名	機器購入価格等（A）	導入台数（B）	初期設定に要する費用（C）	対象経費の合計額（D=A×B+C）	交付決定額（E）	差引過不足額（F=E-D）
				0		
				0		
				0		

（注）A欄には導入機器1台あたりの購入金額又はリース・レンタルにかかる金額を記載すること。

（新設）

（２） 障害福祉分野における介護ロボット等使用状況報告

１ 基本情報	都道府県市名	
	法人名	
	施設・事業所名	
２ 導入に当たっての情報	介護ロボット等の種別	※「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り」、「入浴支援」のいずれかを記載すること。
	介護ロボット等の製品名	
	購入又はリース・レンタルの別	
	リース・レンタルの場合の契約期間	
	導入機器１台当たりの金額	
	導入台数	
	セットアップ費用	
	経費の内訳	
３ 事業に関する情報	介護ロボット等の使用状況（使用する業務・使用頻度等）	※業務内容、使用する時間帯、稼働頻度等を具体的に記載すること。
	介護ロボット等の導入効果（導入による業務改善状況等）	※介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減、従事者（利用者）の満足度等、具体的に記載すること。
	介護ロボット等の導入の課題	※介護ロボットの機能に関すること、使い勝手に関することなど具体的に記載すること。

（略）

別紙様式１０～別紙様式１１（略）

（新設）

（略）

別紙様式１０～別紙様式１１（略）